

申告対象となる「子ども」の範囲

【申告対象の考え方】

申告対象となる「子ども」とは、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属（注）である者」「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない人となります。

（注）尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです

※住民税の扶養親族とは、扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。

